

# 座間市勤労者サービスセンター給付規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、座間市勤労者サービスセンター（以下「センター」という。）会員の生活安定を図るため、センター規約第4条第1号に基づき、給付金の給付について必要な事項を定めるものとする。

## (給付事業の範囲と実施方法)

第2条 給付事業の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、会員にその給付事由が発生した時は、給付金を給付するものとする。

2 別表1の給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17）（略称、全労済協会という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、センターまたは会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 別表1の給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

4 別表2の給付事業は、センターが独自に実施し、給付金の給付の条件等は、センターが別に定めるものとする。

## (請求期間)

第3条 給付金の給付を受けようとする者は、給付事由発生日の翌日から起算して3年以内に所定の用紙にこれを証する書類を添えて理事長に提出するものとする。

2 申請者が指定する金融機関の口座またはゆうちょ銀行の口座に助成金の振込を希望する場合は、当該申請者下部の振込依頼欄を理事長に提出等するものとする。

## (給付金の返還)

第4条 会員または給付金の受取人が虚偽の申請その他の不正行為により給付金を受けた場合、理事長は直ちにその者から給付金を返還させるものとする。

## (異議申立)

第5条 給付の決定内容に不服がある場合は、給付の決定より60日以内に意義の申立てができる。

## (委任)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成11年8月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年4月26日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年11月18日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和4年8月2日から施行する。（給付規程改訂）

別 表 1

| 給付事由         |               |                               | 給付金額                |
|--------------|---------------|-------------------------------|---------------------|
| 死亡保険金        | 会員本人          | 不慮の事故により死亡した場合                | 50,000円             |
|              |               | 疾病により死亡した場合                   | 70歳以下 50,000円       |
|              |               |                               | 71歳以上 25,000円       |
|              | 会員の配偶者が死亡した場合 |                               | 20,000円             |
| 重度障害・後遺障害保険金 | 会員本人          | 不慮の事故により後遺障害の状態となった場合         | 50,000円～2,000円      |
|              |               | 疾病により重度障害の状態となった場合            | 70歳以下 50,000円       |
|              |               |                               | 71歳以上 25,000円       |
| 傷病休業保険金      | 会員本人          | 傷病により14日以上の期間を休業した場合          | 10,000円             |
| 住宅災害保険金      | 火災等による        | 会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となつた場合 | 50%以上 150,000円      |
|              |               |                               | 30%以上49%以下 105,000円 |
|              |               |                               | 20%以上29%以下 75,000円  |
|              |               |                               | 19%以下 30,000円       |
|              | 自然災害による       | 会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となつた場合    | 70%以上 45,000円       |
|              |               |                               | 20%以上69%以下 22,500円  |
|              |               |                               | 19%以下 4,500円        |
|              |               | 会員の居住する建物の床上浸水                | 9,000円              |
|              | 結婚祝金          | 会員が結婚した場合                     | 10,000円             |
|              | 出生祝金          | 会員に子が出生した場合                   | 20,000円             |
|              | 就学祝金          | 会員の子が小学校に入学した場合               | 10,000円             |
|              |               | 会員の子が中学校に入学した場合               | 10,000円             |
|              | 勤続祝金          | 会員が勤続して右の期間を経過した場合            | 10年 5,000円          |
|              |               |                               | 20年 10,000円         |
|              |               |                               | 30年 15,000円         |
|              |               |                               | 40年 20,000円         |

別 表 2

| 給付事由  |      |                           | 給付金額          |
|-------|------|---------------------------|---------------|
| 死亡弔慰金 | 会員本人 | 自死・病名の無い死亡<br>(老衰、不詳の死 等) | 70歳以下 50,000円 |
|       |      |                           | 71歳以上 25,000円 |

※自死について サービスセンターの所属期間が1年を経過しない時点での自死は支払い対象外